

## 商法（運送・海商関係）等の改正に関する中間試案（案）

## 目 次

第1部 運送法制全般について .....	5
第1 総則 .....	5
第2 物品運送についての総則的規律.....	5
1 総論 .....	5
2 物品運送契約 .....	5
3 荷送人の義務 .....	6
(1) 契約に関する事項を記載した書面の交付義務.....	6
(2) 危険物に関する通知義務.....	6
4 運送貨及び留置権 .....	6
5 運送人の損害賠償責任.....	7
(1) 運送人の責任原則.....	7
(2) 高価品に関する特則の適用除外.....	7
(3) 運送品の延着.....	7
(4) 相次運送 .....	7
6 荷受人の権利 .....	7
7 運送品の供託及び競売.....	8
8 運送人の損害賠償責任の消滅.....	9
(1) 運送品の受取による責任の消滅.....	9
(2) 期間の経過による責任の消滅.....	9
9 不法行為責任との関係.....	9
10 複合運送 .....	10
11 貨物引換証 .....	10
第3 旅客運送についての総則的規律.....	10
1 総論 .....	10
2 旅客運送契約 .....	11
3 旅客に関する運送人の責任.....	11
4 旅客の携帯手荷物に関する運送人の責任.....	11
5 運送人の旅客運送契約に基づく債権の消滅時効.....	11

<b>第2部 海商法制について</b>	12
<b>第1 船舶</b>	12
1 船舶の所有	12
(1) 総則	12
(2) 船舶の共有	12
2 船舶賃貸借	12
3 定期傭船	13
<b>第2 船長</b>	13
1 船長の責任	13
2 船長の職務	13
3 船長の権限	13
<b>第3 海上物品運送に関する特則</b>	14
1 海上物品運送契約の当事者	14
2 航海傭船	14
(1) 運送契約書の交付義務	14
(2) 堪航能力担保義務	14
(3) 免責特約の禁止	14
(4) 船積み及び陸揚げ	14
(5) 運送賃等	14
(6) 再運送契約における船舶所有者の責任	15
(7) 発航前の任意解除権	15
(8) 航海傭船契約の法定終了及び法定解除権	15
3 個品運送	16
(1) 堪航能力担保義務及び免責特約の禁止	16
(2) 船積み及び陸揚げ	16
(3) 運送賃等	16
(4) 発航前の任意解除権	16
(5) 個品運送契約の法定終了及び法定解除権	17
4 船荷証券等	17
(1) 船荷証券の交付義務	17
(2) 船荷証券の作成	17
(3) 船荷証券の謄本の交付義務	18
(4) 船荷証券を発行する場合の荷送人の通告等	18
(5) 船荷証券の文言証券性	18
(6) 船荷証券を数通発行した場合の取扱い	18
(7) 複合運送証券	18

5	海上運送状 .....	19
第4	海上旅客運送 .....	19
第5	共同海損 .....	19
1	共同海損の成立等 .....	19
(1)	共同海損の成立及び共同海損となるべき損害又は費用 .....	19
(2)	特別な場合の取扱い .....	20
2	共同海損の分担 .....	20
(1)	共同海損の分担額 .....	20
(2)	特別な場合の取扱い .....	21
3	その他 .....	22
第6	船舶の衝突 .....	22
1	船舶所有者間の責任の分担 .....	22
2	一定の財産の損害賠償責任 .....	22
3	消滅時効 .....	22
4	規律の適用範囲 .....	22
第7	海難救助 .....	23
1	任意救助及び契約救助 .....	23
2	救助料の額 .....	23
3	債権者間における救助料の割合 .....	23
4	船長の法定代理権及び法定訴訟担当 .....	24
5	海洋環境の保全に係る特別補償の請求権等 .....	24
6	消滅時効 .....	25
7	規律の適用範囲 .....	25
第8	海上保険 .....	25
1	保険者が填補すべき損害 .....	25
2	告知義務 .....	25
3	希望利益保険 .....	26
4	保険期間 .....	26
5	海上保険証券 .....	26
6	危険の変更 .....	26
7	予定保険 .....	26
8	保険者の免責 .....	27
9	填補の範囲等 .....	27
10	委付 .....	27
第9	船舶先取特権及び船舶抵当権等 .....	28
1	船舶先取特権を生ずる債権の範囲 .....	28

2	船舶先取特権を生ずる債権の順位及び船舶抵当権との優劣.....	28
3	船舶先取特権の目的.....	29
4	船舶賃貸借における民法上の先取特権の効力.....	29
<b>第3部</b>	<b>その他 .....</b>	<b>30</b>
第1	国際海上物品運送法の一部改正.....	30
1	運送人の責任の限度額.....	30
2	高価品に関する特則.....	30
第2	その他 .....	30

# 商法（運送・海商関係）等の改正に関する中間試案（案）

## 第1部 運送法制全般について

### 第1 総則

商法において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

1 運送人 陸上運送、海上運送又は航空運送の引受けをすることを業とする者をいう。

2 陸上運送及び海上運送

#### 【甲案】

(1) 陸上運送 陸上又は湖、川、港湾その他の平水区域における物品又は旅客の運送をいう。

(2) 海上運送 商法第684条に規定する船舶による物品又は旅客の運送（陸上運送に該当するものを除く。）をいう。

#### 【乙案】

(1) 陸上運送 陸上における物品又は旅客の運送をいう。

(2) 海上運送 商法第684条に規定する船舶による物品又は旅客の運送（湖、川、港湾その他の平水区域におけるこれに相当する運送を含む。）をいう。

3 航空運送 航空法第2条第1項に規定する航空機による物品又は旅客の運送をいう。

### 第2 物品運送についての総則的規律

#### 1 総論

商法第2編第8章第2節（物品運送）の規律について、2から11までのような見直しをした上で、別段の定めがある場合を除き、これらを陸上運送、海上運送及び航空運送のいずれにも適用するものとする。

#### 2 物品運送契約

物品運送契約は、運送人が荷送人からある物品を受け取りこれを運送して荷受人に引き渡すことを約し、荷送人がこれに対してその運送賃を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

### 3 荷送人の義務

#### (1) 契約に関する事項を記載した書面の交付義務

商法第570条の規律を次のように改めるものとする。

ア 荷送人は、運送人の請求があったときは、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

##### (ア) 運送品の種類

(イ) 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号

(ウ) 荷造りの種類

(エ) 荷送人及び荷受人の氏名又は名称

(オ) 発送地及び到達地

イ 荷送人は、アの書面の交付に代えて、運送人の承諾を得て、アの書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

#### (2) 危険物に関する通知義務

危険物に関する通知義務について、次のような規律を設けるものとする。

ア 荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有する物品（以下「危険物」という。）であるときは、運送品の引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該危険物の品名、性質その他の当該危険物の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない。

イ 荷送人は、アに違反したときは、運送人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

【甲案】ただし、アに規定する事項を通知しなかったことにつき過失がなかったときは、この限りでない。

【乙案】甲案のような例外を設けない。

### 4 運送賃及び留置権

(1) 運送人は、到達地における運送品の引渡しと同時に、運送賃を請求することができるものとする。

(2) 運送人の留置権に関する規律（商法第589条、第562条）を次のように改めるものとする。

運送人は、運送品に関して受け取るべき運送賃、付随の費用及び立替金についてのみ、その弁済を受けるまで、その運送品を留置することができる。

## 5 運送人の損害賠償責任

### (1) 運送人の責任原則

商法第577条の規律を次のように改めるものとする。

運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間に当該運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又はその引渡しがされるべき時までにその引渡しをしないときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人が運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

### (2) 高価品に関する特則の適用除外

明告されない高価品について運送人が免責される旨の規律（商法第578条）は、次に掲げる場合には適用がないものとする。

ア 運送契約の締結の当時、運送品が高価品であることを運送人が知っていたとき。

イ 【甲案】運送人の故意又は重大な過失によって運送品の滅失、損傷又は延着（以下「滅失等」という。）が生じたとき。

【乙案】運送人の故意又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした無謀な行為によって運送品の滅失等が生じたとき。

（注）商法第581条及び9の【乙案】の(2)の規律についても、「重大な過失」の要件を改めるかどうかを検討するものとする。

### (3) 運送品の延着

運送品の延着（運送品の損傷又は一部の滅失を伴うものを除く。）の場合における損害賠償の額について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】商法には特段の規定を設けないものとする。

【乙案】当該場合における損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における運送品の価額を超えることができないものとする。

### (4) 相次運送

陸上運送の相次運送人に関する規律（商法第579条、第589条、第563条）は、海上運送及び航空運送について準用するものとする。

## 6 荷受人の権利

貨物引換証が発行されない場合における荷受人の権利に関する規律（商

法第582条第2項、第583条第1項)について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】現行法の規律を維持するものとする。

【乙案】これらの規律を次のように改めるものとする。

- (1) 荷受人は、運送品が到達地に到着し、又は運送品の全部が滅失したときは、運送契約によって生じた荷送人の権利と同一の権利を取得する。
- (2) (1)の場合において、運送品が到達地に到着した後に荷受人がその引渡し若しくは損害賠償の請求をし、又は運送品の全部が滅失した後に荷受人がその損害賠償の請求をしたときは、荷送人は、その権利を行使することができない。

## 7 運送品の供託及び競売

商法第585条から第587条までの規律を次のように改めるものとする。

- (1) 次に掲げる場合には、運送人は、運送品を供託することができる。
    - ア 運送人が荷受人を確知することができないとき。
    - イ 荷受人が運送品の受取を拒み、又はこれを受け取らないとき。
  - (2) (1)の場合において、運送人が荷送人に対し相当の期間を定めて運送品の処分につき指図をすべき旨を催告したにもかかわらず、荷送人がその指図をしないときは、運送人は、運送品を競売に付することができる。ただし、(1)イの場合にあっては、運送人が荷受人に対し相当の期間を定めて運送品の受取を催告し、かつ、その期間の経過後に上記の荷送人にに対する催告をしたときに限る。
  - (3) 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある運送品は、(2)の催告をしないで競売に付することができる。
  - (4) (2)及び(3)により運送品を競売に付したときは、運送人は、その代価を供託しなければならない。ただし、その代価の全部又は一部を運送賃、付隨の費用又は立替金に充当することを妨げない。
  - (5) 運送人は、(1)から(3)までに従って運送品を供託し、又は競売に付したときは、遅滞なく、荷送人((1)イの場合にあっては、荷送人及び荷受人)に対してその旨の通知を発しなければならない。
- (注) この改正に伴い、商法第754条を削除するものとする。

## 8 運送人の損害賠償責任の消滅

### (1) 運送品の受取による責任の消滅

ア 商法第588条第1項本文の規律に関し、運送賃その他の費用の支払という要件を削り、次のように改めるものとする。

運送品の損傷又は一部の滅失（直ちに発見することができるものに限る。）についての運送人の責任は、荷受人が異議をとどめないで運送品を受け取ったときは、消滅するものとする。

イ 下請運送人の責任に係る商法第588条第1項ただし書の適用に関して、次のような規律を設けるものとする。

運送人が更に下請運送人に対して運送を委託した場合における運送品の損傷又は一部の滅失（直ちに発見することができないものに限る。）についての下請運送人の責任は、荷受人が所定の通知期間内に運送人に対して通知を発したときは、下請運送人の責任に係る通知期間が満了した後であっても、運送人が当該通知を受けた日から2週間を経過する日までは、消滅しない。

### (2) 期間の経過による責任の消滅

消滅時効に関する規律（商法第589条、第566条）を次のように改めるものとする。

ア 運送品の滅失等についての運送人の責任は、運送品の引渡しがされた日（運送品の全部の滅失の場合にあっては、その引渡しがされるべき日）から1年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅する。

イ アの期間は、運送品の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により、延長することができる。

ウ ア及びイのほか、国際海上物品運送法第14条第3項と同様の規律を設ける。

## 9 不法行為責任との関係

運送契約に基づく責任と不法行為に基づく責任との関係について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】商法には特段の規定を設けないものとする。

【乙案】次のような規律を設けるものとする。

(1) 運送契約上の運送人の責任を減免する旨の商法の規定は、運送品の滅失等についての運送人の荷送人又は荷受人（当該運送契約による運送を容認した者に限る。（2）において同じ。）に対する不法行為による損害賠償の責任について準用する。

(2) (1)により運送人の責任が減免される場合には、その責任が減免される限度において、当該運送品の滅失等についての運送人の被用者の荷送人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任も減免される。ただし、運送人の被用者の故意又は重大な過失によって運送品の滅失等が生じたときは、この限りでない。

## 10 複合運送

複合運送契約に関し、物品運送についての総則的規律の適用があることを前提に、次のような規律を設けるものとする。

次に掲げる運送のうち二以上の運送を一の契約で引き受けた場合における運送品の滅失等については、運送人は、当該二以上の運送のうち当該滅失等の原因が生じたもののみを荷送人から引き受けたとしたならばその運送契約について適用されることとなる我が国の法令又は我が国が締結した条約の規定に従い、損害賠償の責任を負う。

- (1) 陸上運送 ((2)及び(3)を除く。)
- (2) 鉄道運送
- (3) 軌道又は無軌条電車による運送
- (4) 海上運送 ((5)を除く。)
- (5) 船舶による運送で船積港又は陸揚港が本邦外にあるもの
- (6) 航空運送 ((7)から(10)までを除く。)
- (7) モントリオール条約に規定する国際運送
- (8) 1929年ワルソ一条約に規定する国際運送
- (9) 1955年ヘーゲ議定書改正ワルソ一条約に規定する国際運送
- (10) 1975年モントリオール第4議定書改正ワルソ一条約に規定する国際運送

## 11 貨物引換証

商法第571条から第575条まで及び第584条を削除するものとする。

## 第3 旅客運送についての総則的規律

### 1 総論

商法第2編第8章第3節（旅客運送）の規律について、2から5までのよう見直しをした上で、これらを陸上運送、海上運送及び航空運送のいずれにも適用するものとする。

## 2 旅客運送契約

旅客運送契約は、運送人が旅客を運送することを約し、相手方がこれに對してその運送賃を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

## 3 旅客に関する運送人の責任

- (1) 商法第590条第1項の規律に關し、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】現行法の規律を維持するものとする。

【乙案】商法第590条第1項の規律を維持した上で、次のような規律を設けるものとする。

商法第590条第1項の規定に反する特約（旅客の生命又は身体の侵害に係る運送人の責任に関するものに限る。）で旅客に不利なものは、無効とする。

（注）商法第786条第1項（同法第739条のうち、船舶所有者の過失又は船員その他の使用人の惡意重過失により生じた損害の賠償責任に係る免責特約を無効とする部分を準用する部分に限る。）は、いずれの案による場合でも、削除するものとする。

- (2) 商法第590条第2項を削除するものとする。

## 4 旅客の携帯手荷物に関する運送人の責任

商法第592条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 運送人は、旅客から引渡しを受けない手荷物（旅客の身回り品を含む。）の滅失又は損傷については、故意又は過失がある場合を除き、損害賠償の責任を負わない。
- (2) 損害賠償額の定額化（商法第580条）、責任の特別消滅事由（同法第588条）その他の物品運送人の責任の減免に関する規定（同法第578条を除く。）は、(1)の運送人の責任について準用する。

## 5 運送人の旅客運送契約に基づく債権の消滅時効

運送人の旅客運送契約に基づく債権は、1年を経過したときは、時効によって消滅するものとする。

## 第2部 海商法制について

### 第1 船舶

#### 1 船舶の所有

##### (1) 総則

- ア 発航の準備を終えた船舶に対する差押え等の許容  
商法第689条の規律を次のように改めるものとする。  
差押え及び仮差押えの執行（仮差押えの登記をする方法によるものを除く。）は、航海中の船舶（停泊中のものを除く。）に対してはすることができない。
- イ 船舶の国籍を喪失しないための業務執行社員の持分の売渡しの請求  
商法第702条第2項の規律を次のように改めるものとする。  
持分会社の業務執行社員の持分の移転又は国籍の喪失により当該持分会社の所有する船舶が日本の国籍を喪失することとなるときは、他の業務執行社員は、その持分を相当な代価で売り渡すことを請求することができる。

##### (2) 船舶の共有

- ア 損益の分配は毎航海の終わりに行う旨の規律（商法第697条）を削除するものとする。
- イ 船舶管理人である船舶共有者の持分の譲渡に関する規律（商法第698条ただし書）を次のように改めるものとする。  
船舶管理人である船舶共有者は、他の船舶共有者の承諾を得なければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない。
- ウ 商法第9条（登記の効力）の規定は、同法第699条第3項の船舶管理人の登記について準用するものとする。
- エ 每航海の終わりに船舶管理人が航海に関する計算を行う旨の規律（商法第701条第2項）を次のように改めるものとする。  
船舶管理人は、契約で定める期間ごとに、船舶の利用に係る損益の計算をして各船舶共有者の承認を求めなければならない。

#### 2 船舶賃貸借

船舶賃借人は、商行為をする目的で船舶を航海の用に供するときは、その船舶の利用に必要な修繕をする義務を負うものとする。

### 3 定期傭船

定期傭船契約について、船舶の利用に関する契約の一つとして、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 定期傭船契約は、当事者の一方が一定の期間艤装した船舶に船員を乗組ませてこれを相手方の利用に供することを約し、相手方がこれに対してその傭船料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。
  - (2) 定期傭船者は、船長に対し、船舶の利用に関する必要な指示（航路の決定に関するものを含む。）をすることができる。ただし、船長の職務に属する事項については、この限りでない。
  - (3) 定期傭船者は、船舶の燃料、水先料、入港料その他船舶の利用のために支出した通常の費用を負担する。
  - (4) 次の規律は、定期傭船契約に係る船舶により物品を運送する場合について準用する。
    - ア 危険物に関する通知義務（第1部第2の3(2)参照）
    - イ 船長の違法船積品等の処分権（商法第740条）
    - ウ 堪航能力担保義務（商法第738条、第739条、第3の2(2)参照）
- (注) 上記のほか、安全港担保義務に関する規定等を設けるか否かについては、引き続き検討するものとする。

## 第2 船長

### 1 船長の責任

船長はその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明しない限り利害関係人に対して損害賠償の責任を負う旨の規律（商法第705条）を削除するものとする。

### 2 船長の職務

- (1) 商法第709条第1項のうち、船長は運送契約に関する書類を船内に備え置かなければならない旨の規律を削除するものとする。
- (2) 船長は毎航海の終わりに航海に関する計算をして船舶所有者の承認を求めなければならない等の規律（商法第720条第2項）を削除するものとする。

### 3 船長の権限

- (1) 船籍港において船長は海員の雇入れ及び雇止めをする権限を有する旨の規律（商法第713条第2項）を削除するものとする。
- (2) 船籍港外で船舶が修繕不能に至った場合に船長がこれを競売すること

ができる旨の規律（商法第717条）を削除するものとする。

### 第3 海上物品運送に関する特則

#### 1 海上物品運送契約の当事者

海上物品運送契約の一方当事者を示す用語について、商法第3編第3章第1節の規定中「船舶所有者」とあるのを「運送人」に改めるものとする。

#### 2 航海傭船

##### (1) 運送契約書の交付義務

各当事者は相手方の請求により運送契約書を交付しなければならない旨の規律（商法第737条）を削除するものとする。

##### (2) 堪航能力担保義務

商法第738条の堪航能力担保義務違反による責任を過失責任に改めるとともに、その義務の内容として、国際海上物品運送法第5条第1項各号に掲げる事由を明示するものとする。

##### (3) 免責特約の禁止

商法第739条のうち、船舶所有者の過失又は船員その他の使用人の悪意重過失により生じた損害の賠償責任に係る免責特約を無効とする旨の規律を削除するものとする。

##### (4) 船積み及び陸揚げ

###### ア 船積期間

(ア) 船積みの準備が完了した場合の傭船者に対する通知（商法第741条第1項）の主体を船長に改めるものとする。

(イ) 船積期間の起算点及びこれに算入しない期間（商法第741条第2項、第3項）について、日ではなく、時を基準とするものとする。

###### イ 陸揚期間

陸揚期間の起算点及びこれに算入しない期間（商法第752条第2項、第3項）について、日ではなく、時を基準とするものとする。

##### (5) 運送賃等

###### ア 運送賃

運送賃の定め方に関する規律（商法第755条、第756条）を削除するものとする。

#### イ 運送品の競売権

(7) 商法第757条第1項及び第2項の規律に關し、裁判所の許可という要件を削り、次のように改めるものとする。

運送人は、商法第753条第1項に定める金額の支払を受けるため、運送品を競売に付することができる。

(イ) 商法第757条第3項ただし書のうち、運送品の引渡しの日から2週間を経過したときは競売権を行使することができない旨の規律を削除するものとする。

(ウ) 運送人が(7)の競売権を行使しないときは運送賃等の請求権を失う旨の規律（商法第758条）を削除するものとする。

#### (6) 再運送契約における船舶所有者の責任

傭船者が更に第三者と再運送契約を締結した場合に船長の職務に属する範囲内では船舶所有者だけが再運送契約における債務を履行する責任を負う旨の規律（商法第759条）を削除するものとする。

#### (7) 発航前の任意解除権

ア 商法第745条第1項を次のように改めるものとする。

発航前においては、全部航海傭船契約に係る傭船者は、運送賃及び停泊料を支払って契約の解除をすることができる。ただし、契約の解除によって運送人に生ずる損害の額がこれを下回るときは、その損害を賠償すれば足りる。

イ 往復航海等の場合の任意解除に関する規律（商法第745条第2項、第746条第2項）を削除するものとする。

ウ 商法第745条第4項を次のように改めるものとする。

全部航海傭船契約に係る傭船者が船積期間内に運送品の船積みをしなかったときは、運送人は、当該傭船者が契約の解除をしたものとみなすことができる。

(注) 一部航海傭船契約についても、所要の規定を整備するものとする。

#### (8) 航海傭船契約の法定終了及び法定解除権

ア 全部航海傭船契約の法定終了事由及びその場合の割合運送賃に関する規律（商法第760条）を削除するものとする。

イ 不可抗力による契約目的不達成等の場合における法定解除権及びその場合の割合運送賃に関する規律（商法第761条）を削除するものとする。

- ウ 全部航海傭船契約に係る運送品の一部について運送の法令違反等の事由が生じた場合に一定の範囲で他の運送品の船積みをすることができる旨の規律（商法第762条）を削除するものとする。
- エ 一部航海傭船契約について一定の事由が生じた場合の法定終了及び法定解除権に関する規律（商法第763条）を削除するものとする。

### 3 個品運送

#### (1) 堪航能力担保義務及び免責特約の禁止

個品運送についても、2(2)及び(3)の改正を行うものとする。

#### (2) 船積み及び陸揚げ

ア 商法第749条第1項を次のように改めるものとする。

運送人は、荷送人から運送品を受け取ったときは、その船積み及び積付けをしなければならない。

イ 荷受人が運送品を陸揚げしなければならない旨の規律（商法第752条第4項）を削除するものとする。

#### (3) 運送賃等

ア 運送賃等支払義務に関する商法第753条第1項の規定を個品運送契約に適用するに当たっては、停泊料に係る部分を適用しないものとする。

イ 個品運送についても、2(5)の改正を行うものとする。

#### (4) 発航前の任意解除権

個品運送における発航前の任意解除に関する規律（商法第750条、第748条、第745条第1項）を次のように改めるものとする。

ア 発航前においては、荷送人は、他の荷送人及び傭船者の同意を得たときは、運送賃を支払って契約の解除をすることができる。ただし、契約の解除によって運送人に生ずる損害の額がこれを下回るときは、その損害を賠償すれば足りる。

イ 発航前において、他の荷送人及び傭船者の同意がない場合であっても、運送品の船積みをしていないときは、荷送人は、運送賃（運送人がその運送品に代わる他の運送品について運送賃を得た場合には、当該運送賃の額を控除した額）を支払って契約の解除をすることができる。ただし、契約の解除によって運送人に生ずる損害の額がこれを下回るときは、その損害を賠償すれば足りる。

(5) 個品運送契約の法定終了及び法定解除権

個品運送契約について一定の事由が生じた場合の法定終了及び法定解除権に関する規律（商法第763条）を削除するものとする。

#### 4 船荷証券等

(1) 船荷証券の交付義務

商法第767条及び第768条の規律を次のように改めるものとする。

ア 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあった旨を記載した船荷証券（以下「船積船荷証券」という。）の一通又は数通を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人又は傭船者の請求により、受取があった旨を記載した船荷証券（以下「受取船荷証券」という。）の一通又は数通を交付しなければならない。

イ 受取船荷証券が交付された場合には、受取船荷証券の全部と引換えでなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。

(注) (1)から(6)までの改正に伴い、国際海上物品運送法第6条から第10条までを削除し、同法第1条の物品運送に係る船荷証券についても商法中の船荷証券に関する規定を適用するものとする。

(2) 船荷証券の作成

商法第769条の規律を次のように改めるものとする。

ア 船荷証券には、次に掲げる事項（受取船荷証券にあっては、(ヰ)及び(ヰ)の事項を除く。）を記載し、運送人又は船長がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

(ア) 運送品の種類

(イ) 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号

(ヰ) 外部から認められる運送品の状態

(ヰ) 荷送人又は傭船者の氏名又は名称

(ヰ) 荷受人の氏名又は名称

(ヰ) 運送人の氏名又は名称

(ヰ) 船舶の名称

(ヰ) 船積港及び船積みの年月日

(ヰ) 陸揚港

(ヰ) 運送賃

(ヰ) 数通の船荷証券を作成したときは、その数

(シ) 作成地及び作成の年月日

イ 受取船荷証券と引換えに船積船荷証券の交付の請求があったときは、その受取船荷証券に船積みがあった旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合には、ア(キ)及び(ケ)の事項をも記載しなければならない。

(3) 船荷証券の謄本の交付義務

商法第770条を削除するものとする。

(4) 船荷証券を発行する場合の荷送人の通告等

船荷証券を発行する場合の荷送人の通告等に関し、次のような規律を設けるものとする。

ア (2)ア(ア)及び(イ)の事項は、その事項につき荷送人又は傭船者の書面又は電磁的方法による通知があったときは、その通知に従って記載しなければならない。

イ アのほか、国際海上物品運送法第8条第2項及び第3項と同様の規律を設ける。

(5) 船荷証券の文言証券性

船荷証券の文言証券性に関する規律（商法第776条、第572条）を次のように改めるものとする。

運送人は、船荷証券の記載が事実と異なることをもって善意の船荷証券所持人に対抗することができない。

(6) 船荷証券を数通発行した場合の取扱い

二人以上の船荷証券所持人が運送品の引渡しを請求した場合等における運送品の義務供託に関する規律（商法第773条）を権利供託に関する規律に改めるものとする。

(7) 複合運送証券

複合運送証券について、次のような規律を設けるものとする。

ア 運送人は、陸上運送及び海上運送を一の契約で引き受けたときは、荷送人の請求により、運送品の受取後遅滞なく、複合運送証券の一通又は数通を交付しなければならない。

イ 船荷証券に関する規定は、複合運送証券について準用する。この場合において、(2)アの規定中「次に掲げる事項」とあるのは、「発送地

及び到達地並びに次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

## 5 海上運送状

海上運送状について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求があるときは、運送品の受取後又は船積み後遅滞なく、受取又は船積みがあった旨を記載した海上運送状を交付しなければならない。ただし、当該運送品について既に船荷証券を交付しているときは、この限りでない。
- (2) 海上運送状には、船荷証券の記載事項（4(2)ア）と同様の事項を記載しなければならない。
- (3) 運送人又は船長は、海上運送状の交付に代えて、荷送人又は傭船者の承諾を得て、海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

## 第4 海上旅客運送

商法第777条から第787条までを削除するものとする。

(注) 過失責任として、自動車、船舶、航空機等について安全性担保義務に関する規律を設けるという考え方がある。

## 第5 共同海損

### 1 共同海損の成立等

#### (1) 共同海損の成立及び共同海損となるべき損害又は費用

商法第788条第1項及び第794条第1項の規律を次のように改めるものとする。

ア 船舶及び積荷その他の船舶上の財産（以下「積荷等」という。）に対する共同の危険を避けるために船舶又は積荷等の処分がされた場合において、当該処分後に船舶又は積荷等が残存するときは、共同海損の分担をしなければならない。

イ アの処分（以下「共同危険回避処分」という。）により生じた損害及び費用は、共同海損とする。

ウ イに規定する損害の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める価額によって算定するものとする。ただし、積荷及び運送賃については、これらの規定により算定される額から積荷の滅失又は損傷のために支払うことを要しなくなった一切の費用を控除しなければならない。

(ア) 船舶 到達の地及び時における船舶の価額

- (イ) 積荷 陸揚げの地及び時における積荷の価額
  - (ウ) 積荷以外の船舶上の財産 到達の地及び時における当該財産の価額
- (I) 運送賃 共同危険回避処分により請求することができなくなった運送賃の額
- (注) (エ)の規律の新設に伴い、商法第764条第3号を削除するものとする。

## (2) 特別な場合の取扱い

ア 商法第795条第1項及び第3項の規律を次のように改めるものとする。

(1)にかかわらず、船荷証券その他積荷の価額を評定するに足りる書類（以下「価額評定書類」という。）に積荷の実価より低い価額を記載したときは、その積荷に加えた損害の額は、価額評定書類に記載された価額によって定める。積荷の価額に影響を及ぼす事項につき価額評定書類に虚偽の記載をした場合（これにより積荷の実価より低い価額を評定すべき場合に限る。）も、同様とする。

イ 商法第793条第1項及び第2項並びに第794条第2項の規律を次のように改めるものとする。

(1)にかかわらず、次に掲げる損害及び費用は、利害関係人が分担することを要しない。

### (ア) 次に掲げる物に加えた損害

- a 船舶所有者に無断で船積みがされた積荷
- b 船積みに際して故意に虚偽の申告がされた積荷
- c 高価品である積荷（荷送人又は傭船者が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知していないものに限る。）
- d 甲板積みの積荷。ただし、商慣習に従って甲板積みがされた場合を除く。
- e 属具目録に記載がない属具

(イ) 第7の5(1)から(3)までにより船舶所有者が負担する特別補償に係る費用

ウ 商法第792条ただし書きを削除するものとする。

## 2 共同海損の分担

### (1) 共同海損の分担額

商法第789条及び第790条の規律を次のように改めるものとする。

ア 共同海損は、次に掲げる者がそれぞれに定める額の割合に応じて分担する。

(ア) 船舶の利害関係人 到達の地及び時における船舶の価額

(イ) 積荷の利害関係人 aに掲げる額から bに掲げる額を控除した額

　a 陸揚げの地及び時における積荷の価額

　b 共同危険回避処分の時に積荷の全部が滅失したとした場合に当該積荷の利害関係人が支払うことを要しないこととなる運送賃その他の費用

(ウ) 積荷以外の船舶上の財産（船舶に備え付けた武器を除く。）の利害関係人 到達の地及び時における当該財産の価額

(エ) 運送人 aに掲げる額から bに掲げる額を控除した額

　a (イ) bに規定する運送賃のうち、陸揚げの地及び時において現に存する債権の額

　b 航海の費用その他の費用（(1)(イ)に規定する費用に該当するものを除く。）のうち、共同危険回避処分の時に船舶及び積荷の全部が滅失したとした場合に運送人が支払うことを要しないこととなる額

イ ア(ア)から(ウ)までに定める財産の額については、共同危険回避処分の後、到達又は陸揚げ前に当該財産について修繕費その他の費用を支出した場合にあっては、当該費用（(1)(イ)に規定する費用に該当するものを除く。）を控除しなければならない。

ウ アに掲げる者が共同危険回避処分により損害を受けたときは、アに定める額は、その損害の額を加算した額とする。

## (2) 特別な場合の取扱い

ア 商法第795条第2項及び第3項の規律を次のように改めるものとする。

(1)にかかわらず、価額評定書類に積荷の実価を超える価額を記載したときは、その積荷の利害関係人は、当該価額評定書類に記載された価額に応じて共同海損を分担する。積荷の価額に影響を及ぼす事項につき価額評定書類に虚偽の記載をした場合（これにより積荷の実価を超える価額を評定すべき場合に限る。）も、同様とする。

イ 商法第792条本文の規律を次のように改めるものとする。

(1)にかかわらず、旅客及び船員は、共同海損を分担しない。

ウ 商法第793条第3項を削除するものとする。

### 3 その他

- (1) 共同危険回避処分に係る船舶等が回復した場合に関する規律（商法第796条）を削除するものとする。
- (2) 準共同海損に関する規律（商法第799条）を削除するものとする。

## 第6 船舶の衝突

### 1 船舶所有者間の責任の分担

商法第797条を次のように改めるものとする。

二以上の船舶が衝突した場合において、当該二以上の船舶につきその船舶所有者又は船員に過失があるときは、裁判所は、これらの過失の輕重を考慮して、その衝突により生じた損害についての責任及びその額を定める。この場合において、当該二以上の船舶につき過失の輕重を定めることができないときは、各船舶所有者が等しい割合でこれを負担する。

### 2 一定の財産の損害賠償責任

二以上の船舶が過失により衝突した場合における一定の財産の損害賠償責任に関し、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】商法には特段の規定を設けないものとする。

【乙案】1の前段に規定する場合において、船舶、積荷又は船舶内に在る者の財産に損害が生じたときは、民法第719条第1項の規定にかかわらず、各船舶所有者は、その負担部分についてのみ当該損害を賠償する責任を負うものとする。

### 3 消滅時効

商法第798条第1項のうち、船舶の衝突によって生じた債権の消滅時効に関する規律を次のように改めるものとする。

船舶の衝突を原因とする不法行為による損害賠償の請求権（財産権の侵害によるものに限る。）は、事故発生の日から2年間行使しないときは、時効によって消滅する。

### 4 規律の適用範囲

船舶の衝突に関する規定は、次に掲げる場合について準用するものとする。

(1) 船舶の準衝突の場合（船舶の衝突が発生しなかった場合において、航行若しくは船舶の取扱いに関する行為又は船舶に関する法令に違反する行為により他の船舶又はその船舶内に在る者若しくは財産に損害を加え

たとき)

- (2) 商法第684条に規定する船舶と湖、川、港湾その他の平水区域を航行区域とする船舶（商行為をする目的で航行の用に供する船舶に限り、端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。）とが衝突し、又は準衝突を生じさせた場合

## 第7 海難救助

### 1 任意救助及び契約救助

商法第800条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 船舶の衝突、乗揚げ、機関の故障その他の海難により船舶又は積荷等の全部又は一部が損傷し、又は損傷するおそれが生じた場合において、その救助により有益な結果が生じたときは、救助をした者は、次に掲げる区分に応じ、その結果に対してそれぞれに定める救助料を請求することができる。
- ア 義務なく救助をした場合（任意救助） 相当の救助料  
イ 契約に基づき救助をした場合（契約救助） 当該契約に定める救助料
- (2) 船舶所有者及び船長は、積荷等の所有者に代わって(1)イの契約を締結する権限を有する。

### 2 救助料の額

- (1) 商法第803条第1項の規律を次のように改めるものとする。

救助料の額は、特約がないときは、救助された物の価額（救助された積荷の運送賃の額を含む。）の総額を超えることができない。

- (2) 救助料の額は救助された財産の価額から先順位の先取特権者の債権額を控除した額を超えることができない旨の規律（商法第803条第2項）を削除するものとする。
- (3) 商法第809条のうち、過失によって海難を発生させた場合及び救助した物品を隠匿し又はみだりに処分した場合に係る規律を削除するものとする。

### 3 債権者間における救助料の割合

商法第805条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 救助に従事した船舶に係る救助料については、その3分の2を船舶所有者に支払い、その3分の1を船員に支払わなければならない。
- (2) (1)の救助料の割合が著しく不相当であるときは、船舶所有者又は船員

の一方は、他の方に対し、その増減を請求することができる。この場合においては、商法第801条の規定を準用する。

- (3) (1)に反する特約で、船員に不利なものは、無効とする。
- (4) 各船員に支払うべき救助料の割合の決定は、船舶所有者が行う。この場合においては、商法第804条の規定を準用する。
- (5) (1)から(4)までの規定は、救助を行うことを業とする者については、適用しない。

(注) (4)の改正に伴い、商法第806条から第808条までの規定中「船長」を「船舶所有者」に、「海員」を「船員」に改めるものとする。

#### 4 船長の法定代理権及び法定訴訟担当

- (1) 商法第811条第1項及び第2項本文の規律を次のように改めるものとする。
  - ア 任意救助の場合には、救助された船舶の船長は、救助料の債務者に代わって、その支払に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
  - イ 任意救助の場合には、救助された船舶の船長は、救助料に関し、救助料の債務者のために、原告又は被告となることができる。
  - ウ ア及びイの規定は、救助に従事した船舶の船長について準用する。この場合において、これらの規定中「債務者」とあるのは、「債権者（当該船舶の船舶所有者及び海員に限る。）」と読み替えるものとする。
- (2) 商法第811条第2項ただし書きを削除するものとする。

#### 5 海洋環境の保全に係る特別補償の請求権等

救助者が海洋汚染をもたらす船舶の救助をした場合について、次に掲げる規律を設けるものとする。

- (1) 船舶の衝突、乗揚げ、機関の故障その他の海難により船舶又は積荷等の全部又は一部が損傷し、又は損傷するおそれが生じ、かつ、本邦又は外国の沿岸海域において、当該船舶からの物の排出により、又はその沈没若しくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が人の健康を害し、若しくは海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又はこれらの障害を及ぼすおそれがある場合において、当該船舶の救助をしたときは、その者は、特約があるときを除き、船舶所有者に対し、アに掲げる額からイに掲げる額を控除して得た額の支払を請求することができる。

ア 当該船舶又は積荷等の救助（救助に際して行った当該障害の防止又

は軽減のための措置を含む。)に要した費用(合理的に必要と認められるものに限る。)に相当する額

#### イ 救助料の額

- (2) (1)アの救助により当該障害を防止し、又は軽減した場合における(1)アの適用については、(1)アの規定中「に相当する額」とあるのは、「に100分の130(特別の事情がある場合にあっては、200)を乗じて得た額の範囲内で裁判所が定める額」とする。
- (3) 救助をした者の過失によって当該障害を防止し、又は軽減することができなかったときは、裁判所は、これを考慮して、(1)アの額を定めることができる。
- (4) (1)に規定する場合における救助料の額の決定に際しては、裁判所は、(1)アに規定する措置の内容をも斟酌するものとする。

### 6 消滅時効

商法第814条の規律を次のように改めるものとする。

救助料及び5(1)から(3)までの特別補償の請求権は、救助の作業が終了した日から2年間行使しないときは、時効によって消滅する。

### 7 規律の適用範囲

海難救助に関する規定は、湖、川、港湾その他の平水区域を航行区域とする船舶(商行為をする目的で航行の用に供する船舶に限り、端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。)又は積荷等の救助について準用するものとする。

## 第8 海上保険

### 1 保険者が填補すべき損害

商法第817条本文の規律を次のように改めるものとする。

保険者は、海難救助又は共同海損のため被保険者が負担すべき金額を填補する責任を負う。

### 2 告知義務

海上保険の保険契約者になる者等の告知義務について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 保険契約者又は被保険者になる者は、保険法第4条の規定にかかわらず、海上保険契約の締結に際し、危険に関する重要な事項について、事実の告知をしなければならない。

(2) 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により(1)の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、保険者は、海上保険契約を解除することができる。この場合においては、保険法第28条第2項第1号及び第4項並びに第31条第2項第1号の規定を準用する。

### 3 希望利益保険

積荷の到達によって得られる利益又は報酬の保険の保険価額に関する規律（商法第820条）を削除するものとする。

### 4 保険期間

海上保険の法定保険期間に関する規律（商法第821条、第822条）を削除するものとする。

### 5 海上保険証券

商法第823条の規律を次のように改めるものとする。

保険者が海上保険契約を締結した場合には、保険法第6条第1項に規定する書面には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める事項を記載しなければならない。

- (1) 船舶保険契約を締結した場合 船舶の名称、国籍、種類、船質、総トン数、建造の年及び航行区域（一の航海について船舶保険契約を締結した場合にあっては、発航港及び到達港（寄航港の定めがあるときは、その港を含む。）並びに船舶所有者の氏名又は名称
- (2) 貨物保険契約を締結した場合 船舶の名称並びに貨物の発送地、船積港、陸揚港及び到達地

### 6 危険の変更

船長の変更は保険契約の効力に影響を及ぼさない旨の規律（商法第826条）を削除するものとする。

### 7 予定保険

貨物保険の予定保険に関する商法第828条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 貨物保険契約において、保険期間、保険金額、保険の目的物、約定保険価額、保険料、船舶の名称又は貨物の発送地、船積港、陸揚港若しくは到達地につきその決定の方法を定めた場合には、保険法第6条第1項に規定する書面には、その事項を記載することを要しない。

- (2) 保険契約者又は被保険者は、(1)の事項が確定したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、当該事項の通知を発しなければならない。
- (3) 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失によって遅滞なく(2)の通知をしなかったときは、貨物保険契約は、その効力を失う。

## 8 保険者の免責

- (1) 商法第829条の規律を次のように改めるものとする。  
保険者は、次に掲げる損害を填補する責任を負わない。
  - ア 保険の目的物の性質若しくは瑕疵又はその通常の損耗によって生じた損害
  - イ 保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失（責任保険契約にあっては、故意に限る。）によって生じた損害
  - ウ 戦争その他の変乱によって生じた損害
  - エ 船舶保険契約にあっては、堪航能力担保義務に反したことによって生じた損害
  - オ 貨物保険契約にあっては、貨物の荷造りの不完全によって生じた損害
- (2) 少額損害等の免責に関する規律（商法第830条）を削除するものとする。

## 9 填補の範囲等

- (1) 貨物の損傷の場合における填補額の計算方法に関する規律（商法第831条）を次のように改めるものとする。  
保険の目的物である貨物が損傷して陸揚港に到達したときは、保険者は、アに掲げる額のイに掲げる額に対する割合を保険価額（約定保険価額があるときは、当該約定保険価額）に乗じて得た額を填補する責任を負う。
  - ア 当該貨物に損傷がなかったとした場合の当該貨物の価額から当該損傷した貨物の価額を控除した額
  - イ 当該貨物に損傷がなかったとした場合の当該貨物の価額
- (2) 航海の途中に不可抗力により保険の目的物である貨物を売却した場合において買主が代価を支払わないときは保険者がその支払義務を負う旨の規律（商法第832条第2項）を削除するものとする。

## 10 委付

保険委付に関する規律（商法第833条から第841条まで）を削除す

るものとする。

## 第9 船舶先取特権及び船舶抵当権等

### 1 船舶先取特権を生ずる債権の範囲

- (1) 商法第842条第1号（競売費用及び競売手続開始後の保存費の船舶先取特権）を削除するものとする。
- (2) 商法第842条第2号（最後の港における保存費等の船舶先取特権）を削除するものとする。
- (3) 商法第842条第7号（船員の雇用契約債権の船舶先取特権）の被担保債権の範囲について、次のいずれかの案によるものとする。  
【甲案】雇用契約によって生じた船長その他の船員の債権  
【乙案】雇用契約によって生じた船長その他の船員の債権であって、当該船舶への乗組みに関して生じたもの
- (4) 商法第842条第8号（船舶がその売買又は製造後に航海をしていない場合におけるその売買又は製造及び艤装によって生じた債権並びに最後の航海のための艤装、食料及び燃料に関する債権の船舶先取特権）を削除するものとする。
- (5) 商法第842条の船舶先取特権に、船舶の運航に直接関連して生ずる人の生命又は身体の侵害による損害に基づく債権を加えるものとする。  
(注) この改正に伴い、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（以下「船主責任制限法」という。）第95条第1項の船舶先取特権の被担保債権の範囲から、同法第2条第5号に規定する人の損害に関する債権を削除するものとする。
- (6) 国際海上物品運送法第19条（再運送契約に基づく損害賠償請求権の船舶先取特権）を削除するものとする。

### 2 船舶先取特権を生ずる債権の順位及び船舶抵当権との優劣

- (1) 船舶先取特権を生ずる債権の順位に関する規律（商法第842条、船主責任制限法第95条第2項）を次のように改めるものとする。  
第1順位 船舶の運航に直接関連して生ずる人の生命又は身体の侵害による損害に基づく債権（1(5)参照）

第2順位 救助料に係る債権、共同海損のため船舶が負担すべき金額に  
係る債権（商法第842条第5号）

第3順位 航海に関し船舶に課された諸税に係る債権、水先料又は曳船  
料に係る債権（商法第842条第3号、第4号）

第4順位 航海継続の必要によって生じた債権（商法第842条第6号）

第5順位 船主責任制限法第2条第6号に規定する物の損害に関する債  
権（同法第95条第1項）

（注）商法第842条第7号の船舶先取特権の順位については、1(3)の  
被担保債権の範囲に関する改正の方向性が定まった後に、引き続き  
検討するものとする。

（2）船舶先取特権と船舶抵当権との優劣（商法第849条、船主責任制限  
法第95条第3項）について、次のいずれかの案によるものとする。

船舶先取特権と船舶抵当権とが競合する場合には、船舶先取特権は、  
船舶抵当権に優先する。

【甲案】ただし、（1）の第5順位の船舶先取特権と船舶抵当権とが競合す  
る場合には、船舶抵当権は、当該船舶先取特権に優先する。

【乙案】ただし、（1）の第4順位又は第5順位の船舶先取特権と船舶抵当  
権とが競合する場合には、船舶抵当権は、これらの船舶先取特権に  
優先する。

### 3 船舶先取特権の目的

船舶先取特権の目的（商法第842条）から未収運送賃を削除するもの  
とする。

（注）この改正に伴い、商法第843条及び第844条第3項を削除する  
とともに、救助料に係る債権の船舶先取特権は、救助の時において生  
じていた他の船舶先取特権に優先する旨の規律を設けるものとする。

### 4 船舶賃貸借における民法上の先取特権の効力

船舶賃貸借の場合に船舶の利用について生じた先取特権が船舶所有者に  
対しても効力を生ずる旨の規律（商法第704条第2項）について、次の  
いずれかの案によるものとする。

【甲案】現行法の規律を維持するものとする。

【乙案】民法上の先取特権は、船舶所有者に対しては効力を生じないもの  
とする。

（注）いずれの案による場合も、4の規律は、定期傭船について準用する

ものとする。

### 第3部 その他

#### 第1 国際海上物品運送法の一部改正

##### 1 運送人の責任の限度額

国際海上物品運送法第13条第1項の規律を次のように改めるものとする。

運送品に関する運送人の責任は、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額を限度とする。

- (1) 滅失等に係る運送品の包又は単位の数に1計算単位の666.67倍を乗じて得た金額
- (2) (1)の運送品の総重量について1キログラムにつき1計算単位の2倍を乗じて得た金額

##### 2 高価品に関する特則

明告されない高価品について運送人が免責される旨の規律（国際海上物品運送法第20条第2項、第578条）について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】現行法の規律を維持するものとする。

【乙案】国際海上物品運送法第20条第2項のうち、商法第578条を準用する旨の規律を削除するものとする。

#### 第2 その他

その他所要の規定を整備するものとする。